災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。
（緊急要請）
第３条　第２条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。
（搬送）
第４条　葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。
（報告）
第５条　乙は、第２条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。
２　甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。
（実施細目）
第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（他都府県への応援）
第７条　甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。
（適用）
第９条　この協定は、平成１４年３月２９日から適用する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成14年3月29日

甲　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道知事　堀　達也

乙　札幌市中央区南１６条西９丁目2-5-304
北海道葬祭業協同組合
理事長　坂下　成行

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は、平成１４年３月２９日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。
（葬祭用品の範囲）
第２条　協定第１条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。
(1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）
(2) 骨つぼ等その他必要な事項
（要請手続き）
第３条　協定第２条の規定による甲の要請は、次に掲げる次項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。
(1) 要請をする甲の職・氏名
(2) 要請をした棺等葬祭用品の品目、数量
(3) 要請内容の担当者、連絡先
(4) 履行の期日及び場所
(5) その他必要な事項
２　甲が乙に要請する文書は、別記様式１のとおりとする。
（業務計画）
第４条　乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。
（報告書）
第５条　協定第５条第１項に規定する報告は、次に掲げる次項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。
(1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量
(2) 従事者の氏名
(3) その他必要な事項
２　乙が甲に報告する文書は、別記様式２のとおりとする。
（経費の額）
第６条　乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

別記様式１

第　　号
年　月　日

北海道葬祭業協同組合
理事長　　様

北海道知事

災害時における葬祭用品の供給に関する協力要請について（第　報）

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第２条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要請する棺等葬祭用品の数量、履行期日及び場所	用品名 数　量 期　日　　年　月　日 場　所
要請者	職 氏名 連絡先(電話)
市町村担当者	職 氏名 連絡先(電話)
備　考	

別記様式２

第　　号
年　月　日

様

北海道葬祭業協同組合
理事長

災害時における葬祭用品の供給に関する実施報告について

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第５条に基づき、次のとおり実施内容を報告します。

要請番号	年　月　日付け　第　号(第　報)
供給した棺等葬祭用品の数量、履行期日及び場所	用品名 数　量 期　日　　年　月　日 場　所
従事者氏名	所属・職 氏名 連絡先(電話)
備　考	

災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下「丙」という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。
（緊急要請）
第３条　第２条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。
（搬送）
第４条　葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。
（報告）
第５条　乙は、第２条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。
２　甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。
（実施細目）
第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（他都府県への応援）
第７条　甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。
（適用）
第９条　この協定は、平成１７年１１月１日から適用する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成１７年１１月１日

甲　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道
北海道知事　高橋　はるみ

乙　東京都港区虎ノ門３丁目６番２号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　吉田　茂視

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は、平成１７年１１月１日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。
（葬祭用品の範囲）
第２条　協定第１条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。
(1)　内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）
(2)　骨つぼ等その他必要な事項
（要請手続き）
第３条　協定第２条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。
(1)　要請を行ったものの職・氏名
(2)　要請する棺等葬祭用品の品目、数量
(3)　丙の担当者、連絡先
(4)　履行の期日及び場所
(5)　その他必要な事項
２　甲が乙に要請する文書は、別記様式１のとおりとする。
（業務計画）
第４条　乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。
（報告書）
第５条　協定第５条第１項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。
(1)　供給した棺等葬祭用品の品目、数量
(2)　従事者の氏名
(3)　その他必要な事項
２　乙が甲に報告する文書は、別記様式２のとおりとする。
（経費の額）
第６条　乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

別記様式１

第　　号
年　月　日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長　　様

北海道知事

災害時における葬祭用品の供給に関する協力要請について（第　報）

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第２条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要請する棺等葬祭用品の数量、履行期日及び場所	用品名 数　量 期　日　　年　月　日 場　所
要請者	職 氏名 連絡先（電話）
市町村担当者	職 氏名 連絡先（電話）
備　考	

別記様式２

第　　号
年　月　日

様

北海道葬祭業協同組合
理事長

災害時における葬祭用品の供給に関する実施報告について

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第５条に基づき、次のとおり実施内容を報告します。

要請番号	年　月　日付け　第　号(第　報)
供給した棺等葬祭用品の数量、履行期日及び場所	用品名 数　量 期　日　　年　月　日 場　所
従事者氏名	所属・職 氏名 連絡先(電話)
備　考	

災害時の遺体搬送等に関する協定

北海道(以下、「甲」という。)と社団法人全国霊柩自動車協会(以下、「乙」という。)は、北海道内に災害救助法の適用があった場合において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村(以下、「丙」という。)の業務を支援するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)
第１条　この協定は、丙からの要請に基づき甲が行う遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請及び要請事項の措置等)
第２条　甲は、遺体の搬送について、丙から要請があったときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、丙の指示により、丙が設置する遺体安置所等から斎場等へ遺体搬送等について速やかに措置するものとする。

(緊急要請)
第３条　第２条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は乙の会員に対し、直接協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)
第４条　甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を行うものとする。

(報告)
第５条　乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(実施細目)
第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)
第８条　この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年6月23日

甲　　北海道
　　北海道知事

乙　　社団法人全国霊柩自動車協会
　　会　長

災害時の遺体搬送等に関する協定実施細目

（趣旨等）
第1条　この実施細目は、平成18年６月23日に締結した災害時の遺体搬送等に関する協定(以下、「協定」という。)第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

（要請手続）
第２条　協定第２条に規定する甲の協力要請は、災害時の遺体搬送等要請書（様式１。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、口頭またはファクシミリ等で行い、その後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

（会員名簿）
第３条　乙は、協定第３条に規定する業務に協力するために、事前に乙の会員名簿を甲に提出するものとする。

（報告書）
第４条　協定第５条に規定する乙の報告は、災害時の遺体搬送等実施報告書（様式２。以下「報告書」という。）により行うものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、口頭またはファクシミリ等で行い、後日当該報告書を甲に提出するものとする。

（経費の額）
第５条　乙が行う遺体搬送に要する経費は、原則、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

（連絡責任者）
第６条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会北海道支部連合会会長とする。

（適用）
第７条　この実施細目は締結の日から適用する。

この実施細目の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年６月２３日

甲　　北海道
　　北海道知事

乙　　社団法人全国霊柩自動車協会
　　会　長